

介護保険制度

どう変わる?

第5回

平成二十七年からの介護保険制度の改正について五回に渡りお知らせするコーナーです。

最終回となる今月号では、「介護保険料の改定」についてお知らせします。介護保険料は、三年に一度、市町村ごとに見直しを行うことが介護保険法に定められています。

本町においても平成二十六年に見直しを行い、別表のとおり平成二十七年からの新しい保険料を決定しました。

高齢者人口や要介護認定者数の増加などを踏まえ、平成二十九年までの保険料を算出しています。持続可能

高齢者人口・要介護認定者数の推移 (単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
高齢者人口	2,859	3,027	3,162	3,270	3,288	3,306
要介護認定者数	374	409	393	416	429	448

介護給付費の推移 (単位:千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付費	673,882	690,983	695,247	731,227	766,877	795,600
認定者1人当たりの1か月の介護給付費	150	141	147	146	149	148

な介護保険制度を運用していくため、今回の見直しでは全ての所得段階区分において保険料を増額しています。また、費用負担の公平化を図るため、所得段階区分を八段階から十段階に細分化しています。

介護保険制度は、社会全体で高齢者やその家族を支える制度です。一人ひとりの保険料が町の介護保険制度を支えています。

介護保険制度の趣旨をご理解いただき、保険料の納付をお願いします。

●介護保険の仕組み(参考例)
 デイサービス(通所介護)を利用したら自己負担はいくら?
 デイサービスとは、在宅介護を受けている高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けるサービスです。

要介護度によって異なりますが、一回利用すると、約八千円のサービス費用が発生します。

介護保険の適用によって、自己負担は一部(約八百円)で、残りの九割は介護給付費として皆さんに納めていただいた保険料と国・県・市町村の負担金で賄われます。

※一定以上の所得のある方は、平成二十七年八月から自己負担が二割となります。

▼問合せ 保険課高齢者・介護係 28・0100

【別表】改定前(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方	×0.50	2,191	26,292
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	×0.50	2,191	26,292
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の方	×0.63	2,760	33,127
第4段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える方	×0.75	3,286	39,438
第5段階	本人が町民税非課税(世帯の中に町民税課税者がいる方)で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	×0.88	3,856	46,273
第6段階(基準額)	本人が町民税非課税(世帯の中に町民税課税者がいる方)で、上記以外の方	×1.00	4,382	52,584
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が190万円未満の方	×1.25	5,477	65,730
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が190万円以上の方	×1.50	6,573	78,876

【改定後(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方、世帯全員が町民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	×0.45	2,385	28,620
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	×0.58	3,074	36,888
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	×0.70	3,710	44,520
第4段階	本人が町民税非課税(世帯の中に町民税課税者がいる方)で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	×0.90	4,770	57,240
第5段階(基準額)	本人が町民税非課税(世帯の中に町民税課税者がいる方)で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	×1.00	5,300	63,600
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	×1.20	6,360	76,320
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上、190万円未満の方	×1.30	6,890	82,680
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が190万円以上、290万円未満の方	×1.50	7,950	95,400
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が290万円以上、500万円未満の方	×1.60	8,480	101,760
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が500万円以上の方	×1.70	9,010	108,120

- 介護保険料の決め方
 介護保険料は、平成27年度からの3年間に必要な介護給付費や65歳以上の方(第1号被保険者)の人数などで月の基準額を算出します。この基準額に基づき、所得段階を区分し、各個人の保険料を決定します。
- 仮算定期間の保険料
 4月から6月までの仮算定期間は、平成26年中の所得状況や課税状況が確定していないため、暫定的に改定前の保険料段階で保険料を計算します。平成26年中の所得状況や課税状況が確定する7月に、改定後の保険料段階で平成27年度間の保険料を改めて計算します。
- 延滞金
 介護保険料の納付が滞っている場合は、延滞金が発生しますので注意してください。